ＩＣＴ活用工事（法面工）試行要領

　　令和４年６月24日

　大阪港湾局

１．ＩＣＴ活用工事

１－１ 概要

本要領は、大阪港湾局が発注する工事において、ＩＣＴ活用工事（法面工）を実施するため、必要な事項を定めたものである。

１－２ ＩＣＴ施工技術の具体的内容

ＩＣＴ施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表－１によるものとする。

.① ３次元起工測量

起工測量において、３次元測量データを取得するため、下記１）～８）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

また、法面工の関連施工としてＩＣＴ土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用とする。

ＩＣＴ土工等の起工測量データ等を活用することができる。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

７）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

８）その他の３次元計測技術を用いた起工測量

.② ３次元設計データ作成

１－２①で計測した測量データ等と、発注図書を用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

3 次元設計データ作成はＩＣＴ土工と合わせて行うが、ＩＣＴ法面工の施工管理においては、3 次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

.③ 法面工においては対象外。

.④ ３次元出来形管理等の施工管理

法面工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。

（１） 出来形管理

下記１）～８）の技術から選択（複数以上可）して、出来形計測を行うものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

７）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

８）その他の３次元計測技術を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により１）～８）のＩＣＴを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし監督職員との協議する

（２） 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(１)で定める計測技術を用い下記１）の計測要領による

１）３次元計測技術を用いた出来形計測要領

（３） 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3 次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3 次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

.⑤ ３次元データの納品

１－２④による３次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

１－３ ＩＣＴ活用工事の対象工事

ＩＣＴ活用工事の対象工事（発注工種）は「一般土木工事」、「法面処理工事」、及び「維持修繕工事」を原則とし、下記（１）に該当する工事とする。

（１）対象工種

ＩＣＴ活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。

１） 植生工：（種子散布）

（張芝）

（筋芝）

（市松芝）

（植生シート）

（植生マット）

（植生筋）

（人工張芝）

（植生穴）

植生工：（植生基材吹付）

（客土吹付）

吹付工：（コンクリート吹付）

（モルタル吹付）

吹付法枠工

（２）適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

２．ＩＣＴ活用工事（法面工）の実施方法

２－１ 実施方式

ＩＣＴ活用工事（法面工）の発注は、下記の（１）(２)によるものとする。

（１）発注者指定（完全）型

１）予定価格（消費税を含む）が３．５億円以上を目安として、発注者が設定した対象工事に適用する。

２）ICTの活用範囲は、①②④⑤の施工プロセスのうち①②④⑤を必須とする。

（２）発注者指定（一部）型

１）予定価格（消費税を含む）が０．２億円以上３．５億円未満を目安として、発注者が設定した対象工事に適用する。

２）ICTの活用範囲は、①②④⑤の施工プロセスのうち④⑤を必須とする。

（３）施工者希望型

予定価格（消費税を含む）が２千万円未満を目安として、発注者が設定した対象工事に適用する。

２－２ ＩＣＴ活用工事 （法面工） の実施協議

（１）発注者指定（完全）型

受注者は、ＩＣＴの活用内容等について発注者と別紙「ＩＣＴ活用工事計画書」により協議する。

（２）発注者指定（一部）型

受注者は、ＩＣＴの活用内容等について発注者と別紙「ＩＣＴ活用工事計画書」により協議するとともに、発注者が指定した当初の活用範囲を受注者の提案・協議により拡大することができる。

（３） 施工者希望型

受注者は、対象工事のうちＩＣＴを活用した工事を行う希望がある場合、発注者へ別紙「ＩＣＴ活用工事計画書」により協議を行い、協議が整った場合にＩＣＴ活用工事（法面工） として実施することができる。

３．工事成績評定における措置

ＩＣＴ活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫における【施工】「□ICT活用工事加点」において該当する項目で評価するものとする。

□ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICT を活用した工事（電子納品のみは除く）

※本項目は１点の加点とする。

□ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICT を活用した工事。

※本項目は２点の加点とする。

※ICT 活用による加点は最大２点の加点とする

（１）発注者指定型

ＩＣＴ活用工事が実施されなかった場合は、ＩＣＴ活用工事に必要な経費を減額した上で、契約違反として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。ただし、ＩＣＴ機器やＩＣＴ建設機械が手配できない場合や、ＩＣＴ建設機械により施工できない場合がある等、受注者の責によらない場合はこの限りではない。

（２）施工者希望型

工事契約後の受注者からの提案によりＩＣＴ活用施工を行うため、実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点は行わない。

４．ＩＣＴ活用工事（法面工）の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を活用できるように、以下を実施するものとする。

４－１ 施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用施工を実施するにあたって、 国土交通省が定めている出来形管理要領、 監督検査要領（表－１ 【関連要領等一覧】）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督員及び検査員は、 活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、 受注者に従来手法との二重管理を求めない。

４－２ 工事費の積算

（１）発注者指定型における積算方法

発注者は、発注に際して「ＩＣＴの全面的な活用の推進に関する実施方針(国土交通省)」（以下 「実施方針」 という）の別紙－２０「ＩＣＴ活用工事（法面工）積算要領」に基づく積算を実施するものとする。また、積算時点で国土交通省の標準となっている費用計上も適用可とする。

発注者指定（完全）型においては、発注者は契約後の協議において、受注者に３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示するとともに、３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、協議の上で設計変更するものとする。ただし、当初においてすでに契約事項となっている場合はこの限りではない。

※積算要領は国土交通HPを参照すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei\_constplan\_tk\_000031.html

（２）施工者希望型における積算方法

発注者は、従来基準に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりＩＣＴ活用施工を実施する場合、ＩＣＴ活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、別紙－２０「ＩＣＴ活用工事（法面工）積算要領」に基づき積算し、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

受注者に３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示した場合は、３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費について見積り提出を求め、協議のうえで設計変更するものとする。

４-３ 現場見学会・講習会の実施

受注者は、 発注者から指示があった場合は、 ICT活用工事の推進を目的に官民等を対象とした現場見学会・講習会を実施するものとする。

また、普及状況を勘案したうえで、より実践的な講習会等の開催についても検討するものとする。

4 – ４　試行対象工事の報告

ＩＣＴ法面工を指定型として発注する際は、監督員から事業推進課へ連絡することとする。また、受注者からＩＣＴ法面工を希望する旨の申し出があった際は、 監督員から事業推進課へ連絡することとする。

事業推進課は、発注状況等の調査を適宜行い、調査結果をとりまとめることとする。

4 –５ アンケートへの協力

受注者は、完了届提出から完了検査までの間に別紙の「ICT活用工事実施にかかるアンケート調査」 を提出するものとする。

５. その他

この要領に定めない事項については、別途定めることができる。

